

第3回関市国民健康保険運営協議会議事録

司会 国保年金課 課長

1. 開 会

国保年金課長が、過半数の委員の出席により本会議成立を報告し、午後1時30分開会する。

2. 会長あいさつ

3. 市民環境部長あいさつ

4. 議事録署名

議事録署名者の（会長）指名

1号委員 青山 綾子 委員

2号委員 小澤 賢一 委員

5. 議 事

規定により会長が議長となり、議事進行する。

議 長	議案第1号 国民健康保険税賦課方式の見直しについて説明をお願いします。
事務局	賦課方式について、現行の4方式のうち、資産割のメリット、デメリットについて説明。 資産割については、税負担能力を反映していないなど、負担をお願いすることは以前より課題となっていたこともあり、資産割をなくした3方式に変更したほうがより税負担能力を反映した方式になると考えているところです。 この賦課方式を3方式に変更することについてご意見を伺いたいと思います。
議 長 委 員	事務局の説明に対しましてご意見はございますか。 資産割をなくした場合の減少分を所得割で対応しようとするのはどうし

てですか。むしろ均等割や平等割で対応した方が平等である気がします。

事務局 資産割の不足分を均等割や平等割で対応すると、被保険者全体での負担増となるため、それではなく、所得割での対応と考えているところです。

委 員 資料1のシュミレーション結果総括表からすると、医療分は賦課総額以上となっており、その余剰分で支援金分と介護分の賦課総額に対する不足分が賄えると思えます。賄えるのに、さらに支援金分と介護分を増額することなのですが、あえて支援金分と介護分を増額する必要がないように思えます。

委 員 介護分は介護保険勘定へ支払をするものであります。介護保険は、年間1人あたり6万数千円を支払うものであり、介護保険だけは、収支均衡が年度内で完結しないとまずいものです。収入が少ないということは、市の税金で対応しなければならないということになります。

委 員 医療分と介護分が別ということであれば、医療分を下げるということはできませんか。

事務局 現在のシュミレーションはあくまでも予測でもあり、実際の納付金は予測よりも高くなることもあります。

また、今年度は税率を下げ、翌年度上げということは、難しいことにもなるため、ぎりぎりのところで現状の案で考えています。

委 員 予算を作成した後、納付金が予測より低かった場合は、返還などしてもらえるのですか。

事務局 返還はできませんが、翌年度以降の税率の見直しについては可能です。

委 員 市が県に納めなければいけない納付金より市が多く集めた金額は、基金などに積み立てることはできるのでしょうか。

事務局 おっしゃる通りです。将来的に税額が不足し、税率を上げなければならないとなったとき、値上げをしないで基金を取り崩して対応するということも可能となります。

委 員 ある程度余力をもった税率にならないといけないのですね。

事務局 資産割減少分を所得割で対応するという考え方についてはいかがでしょうか。

委 員 低所得者層に配慮した方法であるということですね。わかりました。

委 員 医療分、支援金分、介護分とそれぞれ目的が違うものであるなら、それぞれにおいて収支を合わせなければ、市民や議会に説明がつかないのではないのでしょうか。すべてを一緒にしても良いものであればそうではないですが、そうでなければ、不足している支援金及び介護分は値上げをし、医療分は値下げをすることも必要ではないのでしょうか。

また、案でいうと、全体的に減税となるため、大変良いとは思いますが、年間所得700万円以上の子育て世代や低所得者層でも世帯数が多い世帯にとっては負担増になってくるため、子育て世代に配慮した方法になると良いと思います。

事務局 所得700万円というのは、高収入世帯になってくるとは思いますが、その世帯にも配慮を考えたいと思います。

議 長 賦課方式の見直しについて、4方式を3方式に変更することについてここで採決を取りたいと思います。

4方式を3方式に変更について異議はありますか。

(異議なし)

賦課方式は3方式に見直しをします。

事務局 賦課方式の変更の時期についても、制度改革もあるため、30年度から変更したいと考えておりますが、ご意見を伺いたいと思います。

議 長 3方式の変更の時期については、30年度からにするのかどうか意見をお聞きしたい。

委 員 来年度から見直しとなった場合、法定外一般会計の繰入金はどうなりますか。

事務局 現状の推計では、法定外の一般会計の繰入金がなくとも運営していけると考えております。

委員 年々5パーセントほど被保険者数が減少しておりますが、そういう中でもやっていけるということですか。

事務局 確かに今後のことは不確定な部分もありますが、大きな部分で法定外の繰入金は減少の方向で考えております。

委員 法定外の一般会計のうち、福祉波及分と保健事業の1億弱については、来年度も必要なものであるとの考えは持っています。

委員 前回、医療分の税率の見直しをした時期はいつですか。

事務局 平成25年度に見直しを実施したあと今日まで実施しておりません。

委員 3方式にすることでその圧縮分は長期的にみて赤字になってくる可能性もあるわけですね。

先ほど、医療分の値下げという意見も出ましたが、先日、新聞報道で、厚労省が法定外の繰入金がOKと出ましたので、そのような部分も活用してほしいと思う部分もあります。

他の施設使用料が値上げされたということもありましたが、できれば値上げは止めてほしいと思います。

健康づくりなどを重点に進めて、医療費削減によって保険税抑制となるよう努めていただくよう要望します。

議長 議題2 国民健康保険税率等の見直しについて事務局説明をお願いします。

事務局 事務局より提示しました案につきましては、医療分は資産割をなくしても賄える予定のため、所得割も含めて据え置きと考えております。

支援金分と介護分については、不足分を所得割の税率引き上げで対応し、均等割と平等割は据え置きしたいと考えているところです。

委員 税率等については、先ほどから検討しているため、この事務局案で良いのではないですか。

- 事務局 今後も不透明なこともあり、事務局としては最低限の税率案を提示していることもあり、予測していない不足分については、基金なり繰越金などで対応していきたいと思えます。
- 議 長 採決を取ります。事務局案で良いと思う人は挙手をお願いします。
(全員挙手)
挙手多数と認めます。事務局案で承認いただきました。
- 事務局 確認ですが、賦課方式の見直しは30年度からでよろしかったですか。
- 議 長 平成30年度からということによろしいです。
- 事務局 ありがとうございます。
- 議 長 その他について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 第2期国民健康保険事業健全化計画が平成29年度までになっており、現在30年度からの第3期の計画を策定中であります。
今後委員の皆さまに提示し、検討をお願いしますのでよろしくお願ひします。
- 先ほどから話題に出ました法定外繰入金については、市長からの諮問の中に見直しについて含まれていますので、次回の協議会で検討をお願いします。
- 事務局 次回協議会は11月24日を予定しております。
- 議 長 その他提案事項等はないようですので、以上をもって、本日の予定された全ての議案が議決しました。よって、議長を退任します。
6. 閉 会 国保年金課長、議長及び委員に、慎重な協議及び議決に対してお礼を述べ、午後3時 閉会する。